

広島県水道広域連合企業団管理規程第44号

広島県水道広域連合企業団竹原市水道事業における水道事業給水規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団竹原市水道事業における水道事業給水規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の構造及び材質（第3条・第4条）
- 第3章 給水装置の工事及び費用（第5条—第9条）
- 第4章 給水（第10条—第19条）
- 第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第20条—第29条）
- 第6章 管理（第30条）
- 第7章 貯水槽水道（第31条）
- 第8章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、竹原市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第2条第1号に定める竹原市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第2章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造）

第3条 給水装置の構造は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなくてはならない。

- (1) 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。
- (2) 給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。
- (3) 給水装置には、メーターの下流に第二止水栓を設置しなければならない。
- (4) 給水管の口径は、配水管の最低水圧時においても所要水量を十分に供給できる大

きさにしなければならない。ただし、この口径は取水口径より大きくしてはならない。

- (5) 給水管の口径に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所及び企業長が必要と認める箇所には、貯水槽を設置しなければならない。

(給水装置の材質)

第4条 給水装置の材質は、施行令第6条によるほか、別途企業長が定める。

### 第3章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の種類)

第5条 給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新設工事 給水装置を新しく設ける工事
- (2) 増設工事 給水栓数を増加する工事
- (3) 改造工事 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事
- (4) 撤去工事 給水装置を撤去し、給水を停止する工事
- (5) 移転工事 家屋移転等に伴い、既設の給水装置を移転する工事
- (6) 修繕工事 前各号以外の軽易な工事

(給水装置工事の申込み)

第6条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

- 2 新たに共用給水装置の設置の申込みをしようとする者は、2戸以上の連署による申込みをしなければならない。

(給水装置工事承認の取消し)

第7条 条例第5条の規定により承認した給水装置工事で、工事申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 条例第10条第1項に規定する工事費の概算額を、指定された期限内に納付しないとき。
- (2) 申込者の責めに帰すべき理由により、設計又は工事に着手することができないとき。

(利害関係人の同意書等の提出)

第8条 次の各号に該当するときは、条例第7条第3項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

- (1) 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。ただし、止水栓を共有することはできない。
- (2) 他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置するとき。
- (3) 他の者の家屋に給水装置を設置するとき。
- (4) 自己の給水装置から他人の給水装置を分岐させている者が、分岐給水装置の本管

となる部分を撤去し、又は廃止するとき。

(5) その他企業長が必要と認めたとき。

2 申込者は、給水装置の工事が官公有地に関係する場合には、申込書に許可書又はその写を添付しなければならない。

(費用の負担)

第9条 条例第7条第1項ただし書の規定により企業長が施行した給水装置工事において、工事しゅん工後6か月以内に不良箇所を発見したときは、企業団の費用で修繕する。

2 前項の期限内であっても、変災又は故意若しくは不注意による場合はこの限りでない。

#### 第4章 給水

(メーターの設置及び管理)

第10条 条例第21条第3項の規定により、水道使用者等はメーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件及び工作物を設置してはならない。

2 企業長は、必要があると認めたときは、既設のメーター設置場所を変更させることができる。

3 第1項に規定する物件及び工作物の撤去並びに前項に規定するメーターの設置場所の変更に必要な費用は、水道使用者等の負担とする。

(共用給水装置の使用)

第11条 共用給水装置は、次の各号の一に該当する者に使用させる。

(1) 専用給水装置の設置をなす資力のない者と認められる者

(2) 災害又は衛生上、一時給水の必要があると認められる者

(3) 地勢の状況その他の事由で、企業長の承認を受けた者

(共用給水装置を使用出来ない者)

第12条 営業用又は多量の水を使用する者は、共用給水装置を使用することができない。

(消火栓)

第13条 消火栓は、公設又は私設とする。

2 自費にて消火用その他の設備をするときは、企業長の許可を受けなければならない。

3 私設消火栓は企業団にて封かんし、緊急止むを得ない場合の外、無断でこれを開封してはならない。火災以外に使用するときも同じである。

4 火災のため消火栓を使用したときは、消火後3日以内にその旨を届け出なければならない。

(保管責任)

第14条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

2 企業長は、条例第21条第4項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格等を考慮して損害額を定めるものとする。

(給水の申込み)

第15条 条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。  
(代理人及び管理人の届出)

第16条 条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。  
(管理人の用務)

第17条 条例第19条の規定による管理人が行う用務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 給水の開始・廃止・異動等の届出
- (2) 使用上の取締り

(各種の届出)

第18条 条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

(給水装置及び水質の検査)

第19条 条例第25条第1項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

2 条例第25条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。
- (2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

#### 第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

(月の定義)

第20条 料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までを2か月とし、これを二分したものをいい、毎月定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

(特別な場合における料金算定)

第21条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は、廃止したときの基本料金は、使用日数とその月の2分の1以下のときは基本料金の2分の1とし、使用日数とその月の2分の1を超えるときは1か月分として算定する。

2 定例日以外の日において給水の種別・方法又は用途に変更があつた場合は翌月から変更の料金を徴収する。

(料金の算定及び徴収方法)

第22条 料金は、隔月の定例日のものにあつては、2か月使用水量を二分したものを定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の翌月に徴収する。

2 毎月定例日のものにあつては、その使用水量を定例日の前月分として算定し、定例日の属する月に徴収する。

3 企業長が必要と認めるときは随時に徴収することができる。

(料金の納期限)

第23条 料金の納期限は、次に定めるところによる。

- (1) 納入通知書の場合、通知書を発した日の属する月又は翌月の末日
- (2) 口座振替及び自動払込みの場合、企業長が定める指定振替日

(使用水量の認定基準)

第24条 条例第31条の規定により、使用水量を認定する方法は、次のとおりとする。

- (1) メーターに異常又は故障があつたときは、前年同期の使用水量に、改修後の使用水量又は故障前4か月間の平均使用水量を考慮して認定する。
- (2) メーターによる計量が不能のため、当月又は当期の使用水量が不明のときは、前月又は前期の使用水量を考慮して仮認定し、翌月又は翌期の使用水量で調整する。

(使用水量の訂正)

第25条 メーターが異常のときは、試験の結果、誤差が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第336条に規定する使用公差を超える場合はその割合に応じて使用水量を訂正し、公差未満の場合は使用水量を訂正しない。

(概算料金の前納)

第26条 条例第32条第1項に規定する概算料金の算定は、2か月分以上の予定使用水量に応じた料金とする。ただし、使用予定期間が1か月未満の場合は1か月分とする。

(概算料金の免除)

第27条 条例第32条第1項ただし書に規定する企業長がその必要がないと認めるものは、官公署その他公の機関とする。

(料金等の減免)

第28条 条例第37条の規定により減額又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 水道の利用者が貧困のため、負担に耐えられないと認められるとき。
- (2) そのほか、企業長が特に減免する必要があると認めるとき。

(過誤納等による料金の精算)

第29条 料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

## 第6章 管理

(料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準)

第30条 条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が3か月以上のもの 徴収を免れた金額の1倍に相当する額以上2倍に相当する額以下

- (2) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月未満のもの 徴収を免れた金額の2倍に相当する額以上3倍に相当する額以下
- (3) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月以上のも 徴収を免れた金額の3倍に相当する額以上5倍に相当する額以下
- (4) 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の5倍に相当する額

#### 第7章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第31条 条例第27条第2項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。
- (2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

#### 第8章 雑則

(申込書等の様式)

第32条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。